

令和5年1月27日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度1月総会を日置市中央公民館3階研修2・3に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第61号	農地法第3条許可申請書審議について	( 5件)
議案第62号	農地法第4条許可申請書審議について	( 2件)
議案第63号	農地法第5条許可申請書審議について	( 5件)
議案第64号	非農地証明願出書審議について	( 2件)
議案第65号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	( 1件)
議案第66号	農用地利用集積計画審議について	(6 2件)
議案第67号	農業振興地域整備計画の全体見直しによる変更審議について	( 1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和4年度1月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番「楠 眞憲」委員と11番「東 芳男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第61号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1頁の5件です。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,851㎡、作物は水稻です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は231㎡、作物は野菜です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,695㎡、作物は野菜です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,547㎡、作物は水稻です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,385㎡、作物は牧草です。  
以上、計5件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。  
25番 議案第61号の番号1について報告いたします。  
令和5年1月21日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第61号の番号2について報告いたします。  
令和5年1月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第61号の番号3について報告いたします。  
令和5年1月21日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第61号の番号4について報告いたします。

令和5年1月21日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第61号の番号5について報告いたします。

令和5年1月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第61号の全ての案件について、許可相当との報告をいただきました。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第61号の全ての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第61号の全ての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第62号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の7頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

この案件については、既に転用済みですが、申請人の父が平成25年1月に一般住宅を建築する目的で農地転用の許可を取得し、一般住宅を建築されましたが、その後、地目の変更をせず、昨年お亡くなりになり、今回相続人の息子が改めて申請するものです。

番号2の転用目的は、貸駐車場です。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

16番 議案第62号の番号1について報告いたします。

令和5年1月22日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1ha

と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第62号の番号2について報告いたします。  
令和5年1月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。  
議案第62号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第62号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の全ての案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第63号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10頁をご覧ください。5件です。  
番号1の転用目的は、一般住宅、通路、権利種別は所有権移転です。  
番号2の転用目的は、貸駐車場、権利種別は所有権移転です。  
なお、既に転用済みのため、始末書が添付されております。  
番号3の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。  
この案件も、既に転用済みのため、始末書が添付されております。  
番号4の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。  
申請地に建売住宅1棟を建築するもので、令和4年8月に農用地からの除外決定済みとなっております。  
番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。  
この案件については、建設課と土地利用協議について、打合中とのことです。  
以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第63号の番号1について報告いたします。  
令和5年1月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約115mに位置する農地であり、その規模が約2.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第63号の番号2について報告いたします。

令和5年1月21日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第63号の番号3について報告いたします。

令和5年1月23日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第63号の番号4について報告いたします。

令和5年1月26日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、集落に接続して建売住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第63号の番号5について報告いたします。

令和5年1月20日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第63号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第63号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号のすべての案件については、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第64号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は20年以上経過した雑種地（駐車場）です。

番号2は20年以上経過した公衆用道路です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第64号の番号1について報告いたします。

令和5年1月21日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第64号の番号2について報告いたします。

令和5年1月23日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号公衆用道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第64号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第64号のすべての案件について、非農地として証明することに賛

成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第64号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第65号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 19頁をご覧ください。

議案第65号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。  
申請分となります。

番号1は、伊集院町下神殿、登記地目は畑、登記面積は100㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、畑1筆、面積100㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第65号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第66号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

佐藤洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 22頁の番号2、3、4です。貸借です。面積について、田は2,751㎡、畑は無し、計2,751㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号2から番号4までの計3件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第66号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号2から番号4までの計3件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

佐藤委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 24頁の番号13です。貸借です。この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は441㎡、畑は無し、計441㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第66号の横山委員が関係する利用権設定の番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号の横山委員が関係する利用権設定の番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 24頁の番号14です。貸借です。面積について、田は3,858㎡、畑は無し、計3,858㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第66号の山口委員が関係する利用権設定の番号14の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号の山口委員が関係する利用権設定の番号14の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 29頁の番号37です。貸借です。この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は389㎡、計389㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。



議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第66号の東委員が関係する利用権設定の番号37の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号の東委員が関係する利用権設定の番号37の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号45です。貸借です。この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。  
面積について、田は無し、畑は2,093㎡、計2,093㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号の春成委員が関係する利用権設定の番号45の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。  
議案第66号の春成委員が関係する利用権設定の番号45の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号46・47、32頁の番号50～53、33頁の農地中間管理事業分の番号5、34頁の番号6です。貸借です。  
面積について、田は6,893㎡、畑は385㎡、計7,278㎡、うち再設定面積は3,946㎡、利用権設定件数は8件、うち再設定件数は5件です。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号46、番号47、番号50から番号53、農地中間管理事業の番号5、番号6までの計8件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第66号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号46、番号47、番号50から番号53、農地中間管理事業の番号5、番号6までの計8件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議案第66号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の21頁です。2件とも売買です。

面積について、田は無し、畑は2,446㎡、計2,446㎡、作物は甘藷です。

次に、利用権設定分です。資料の22～32頁です。貸借です。

面積について、田は16,456㎡、畑は42,781㎡、計59,237㎡、うち再設定面積は46,861㎡、利用権設定件数は41件、うち再設定件数は29件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の33頁～34頁です。貸借です。

面積について、田は2,600㎡、畑は1,949㎡、計4,549㎡、うち再設定面積は3,321㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第66号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

<休憩：9時50分～10時00分>

会長 次に、日程第8、議案第67号「農業振興地域整備計画の全体見直しによる変更審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35ページをご覧ください。

本案は、農業振興地域整備計画の全体見直しに係る変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、日置市長から意見を求められたものでございます。図面等については、先月総会終了後に地域検討会にて確認いただいていると思っておりますので、本日は、産業建設部農林水産課農政担当より、その内容について説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

農政（農林水産課課長補佐）

それでは説明に入ります。

昨年の夏場に農業委員会の方々にも意見を求めて計画を進めてまいりました。また日吉町土地改良区や吹上町土地改良区にも意見を頂いて、全体見直しの集約を諮り、今回、全体見直しの結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

主な内容としまして、除外、編入、用途区分の変更の3つになります。除外については、耕作放棄地となった農地や非農地通知された農地を基本に、農政の担当で現地調査を行ったうえで除外の選定

を行っております。編入については、県営整備畑地総合整備計画等の対象地の一部が対象となっていなかったため編入しました。用途区分の変更については、現在畑で利用していた農地が、今後牛舎で利用するとのことで、用途区分変更しております。

以上のようなことで、全体の農用地、除外、編入、用途区分の変更について色分けし、前にも掲示しておりますが、この地図については先月、確認を頂いていることと思います。

面積については、資料の36頁、37頁をご覧ください。除外については117ha、編入については20.1haとなっております。説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第67号農業振興地域整備計画の全体見直しに係る変更審議について、提案どおり変更することが相当であることにご異議ございませんでしょうか。

議長 [異議なし]

会長 ご異議ございませんので、議案第67号農業振興地域整備計画の全体見直しに係る変更審議について、提案どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ異議ないものとして答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理に申し上げます。

2番 令和4年度1月総会を閉会します。

( 閉会 10時10分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 .....

10番 .....

11番 .....